

令和6年度 藤こども園 (1号・2号・3号認定) 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、保育所型認定こども園 藤こども園があなたに説明すべき内容は、次の通りです。この重要事項は、お子様が卒園されるまで有効とします。変更事項があった場合は、その都度差し替え文書でお知らせいたします。

1. 施設運営主体

法人名称	社会福祉法人 幸聖福社会
法人所在地	大阪市住吉区山之内元町6番2号
電話番号	06-6697-2131
代表者氏名	理事長 大輪 智子

2. 利用施設

施設種類	保育所型認定こども園
施設名称	藤こども園
連絡先	電話番号 06-6697-2131 FAX 06-6697-2130 ホームページ http://www.kosei-fukushikai.com メールアドレス fuji-1@key.ocn.ne.jp
施設管理者	総合園長 森 宇多子

3. 施設・設備等の概要

(1) 施設概要

施設概要	施設所在地 (構造)	開設年月日	敷地面積	延床面積	その他
本園	大阪市住吉区山之内元町6番2号 H22年築 鉄筋コンクリート4階建て (耐震)	昭和60年4月1日	631.41 m ²	1330.66 m ²	園庭 463.35 m ²
分園1	大阪市住吉区山之内元町14番10号 H8年築 鉄筋コンクリート7階建て1階 (耐震)	平成14年4月1日	—	82.08 m ²	ポーチ 35.83 m ²
分園2	大阪市住吉区山之内元町14番10号 H8年築 鉄筋コンクリート7階建て2階 (耐震)	平成23年4月1日	—	82.08 m ²	
分園4	大阪市住吉区山之内2丁目7番29号 H30年築 鉄骨造3階建て (耐震)	平成30年4月1日	343.07 m ²	764.44 m ²	屋上 161.67 m ²

(2) 主な設備

< 本園 >

設 備	部屋数	備 考
保育室	4室	4歳児 ひまわりぐみ(2室)・5歳児 ふじぐみ(2室)
学童クラブ(多目的室)	1室	
つどいの広場	1室	
調理室	1室	
多目的室	1室	体調不良児対応型病児保育室
トイレ	各階	沐浴コーナーを含む
屋上	4階	

< 分園1 >

設 備	部屋数	備 考
ほふく室	1室	
保育室	1室	
多目的室	1室	
トイレ	各室	沐浴コーナーを含む

< 分園2 >

設 備	部屋数	備 考
保育室	2室	
一時保育	2室	
トイレ	各室	沐浴コーナーを含む

< 分園4 >

設 備	部屋数	備 考
保育室	7室	1歳児 ゆりぐみ(1室) 2歳児 すみれぐみ(3室)・3歳児 さくらぐみ(3室)
ランチルーム	1室	
調理室	1室	
トイレ	各階	
屋上	4階	

(3) 園児の利用状況(毎年度5月1日現在)

クラス	令和5年度	令和4年度	令和3年度
0歳児	16人	18人	17人
1歳児	44人	43人	43人
2歳児	41人	42人	43人
3歳児	45人	49人	50人
4歳児	48人	48人	48人
5歳児	47人	46人	56人

4. 認可定員・利用定員

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		合計
		3号	3号	3号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	
認可定員		24	50	53	3	60	3	60	3	60	316
利用定員	本園	—	—	—	—	—	3	55	3	55	116
	分園1	18	—	—	—	—	—	—	—	—	18
	分園2	—	30	—	—	—	—	—	—	—	30
	分園4	—	16	46	3	55	—	—	—	—	120
	計	18	46	46	3	55	3	55	3	55	284

5. 開園日、開園時間及び休園日

7:00 8:00 9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00												
1号 認定			教育時間				預かり保育				休園日 ・土曜日、日曜日、祝祭日 <長期休園日> ・夏期 7月20日～8月31日 ・冬期 12月20日～1月7日 ・春期 3月20日～4月5日	
			9:00～13:00				13:01～17:00					
2・3号 認定	保育標準時間						延長保育		・日曜日、祝祭日 ・年末年始 (12月29日～1月3日)			
	7:00～18:00						18:01 ～ 20:00					
	延長	保育短時間				延長保育						
	7:00 ～ 7:59	8:00～16:00				16:01～20:00						

- ・認定内容は、大阪市より交付される支給認定証に記載されています
 - ・利用時間は上記の時間の範囲内で、保育を必要とする時間となります
(保育を必要とする時間は、『就労時間+通勤時間』となり、当園との協議の上個別に決定します)
 - ・土曜日の保育は、勤務先の証明書を提出して頂きます
- ※ 預かり保育、延長保育にはそれぞれ別途料金がかかります。料金等の詳細は、P.12 及び『保育のしおり P.30』に記載しています
- ※ 休園日の他、下記の日は保護者のご理解を頂いた上で、休園とします
- ・3月末日 (進級準備のため)
 - ・その他、行事後の保育を行わない日もあります

6. 職員の職種、員数及び職務の内容

(令和6年4月1日予定)

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
総合園長	・ 渉外・保育業務の管理 ・ 人事及び事務管理	1人	1人	—	
園 長	・ 園の業務を統括 ・ 渉外・保育業務の管理 ・ 人事及び事務管理	1人	1人	—	
園長代理	・ 園長補佐 ・ 総合園長不在時の代行 ・ 保育士を統括	2人	2人		
主任保育士	・ 総合園長、園長の補佐及び不在時の代行 ・ 保育内容について保育士を統括	2人	2人	—	
リーダー保育士	・ 総合園長、園長、主任保育士の補助 ・ クラス担当、保育上必要な事項	3人	3人	—	
保育士	・ クラス担当 ・ 保育上必要な事項	35人	23人	12人	・ 小学校教諭資格含
保育補助	・ クラス担当の補助 ・ 保育上必要な事項	5人	1人	3人	・ 子育て支援員
看護師	・ 園児、職員の健康管理 ・ 園内における衛生管理	1人		1人	
事 務	・ 施設の経理事務 ・ 施設の事務一般の処理、渉外	1人	—	1人	・ 兼子育て支援員
その他	・ 園内の整備、清掃など	2人	—	2人	・ シルバー2名

※ 当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職員を配置しています

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
総合園長	正規の勤務時間帯（8:30～20:00）
園 長	
主任保育士	正規の勤務時間帯（6:45～20:00）
リーダー保育士	
保育士	
保育補助	正規の勤務時間帯（8:00～18:00）
看護師	
事 務	正規の勤務時間帯（9:00～17:30）
その他	正規の勤務時間帯（7:00～18:00）

※ ローテーション勤務により、各々の勤務日及び勤務時間帯は異なります

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります

7. 施設の目的・運営方針

- (1) 児童福祉法に基づき、乳幼児の保育を行う。保育にあたっては、子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために、健康で明るく創造性豊かな児童を育成する。
- (2) 義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行う。
- (3) 通常の保育内容は全体的な計画に基づき、年度カリキュラム、月間・週間の計画を作成し、実施する。
- (4) 特別保育として障がい児保育、一時預かり、延長保育、学童保育、子育て支援つどいの広場“藤わくわく”、また、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家庭援助を行う。

8. 提供する教育・保育の内容

【教育・保育理念】 子ども一人ひとりを大切に、心と身体の自立を目指し、生きる力の基礎を育みます

【教育・保育方針】 豊かな人間性を持った子どもを育成します
望ましい未来をつくりだす力の基礎を育みます
保護者と保育士が相互に育ち合えるこども園を目指します

【教育・保育目標】 ①花や緑を大切に、生き物とも仲良し
②みんないっしょに、のびのびと
③自分のことは、自分で
④食べることが大好き

(1) 保育内容

別途、配布する「保育のしおり P.4～12」に記載

(2) 障がい児保育

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが、共に育ち合うことを基本的な考え方として、障がい児保育を行っています。

(3) その他事業

- ・一時預かり事業
- ・学童保育事業（卒園児対象）
- ・大阪市委託事業 つどいの広場“藤わくわく”

(4) 給食について

①自園調理（献立作成・調理業務は委託：株式会社マルワ）

- ・調理は本園と分園4の厨房で行い、分園1・2は、本園で調理したものを運搬します
- ・保育を提供する日は、毎日食事を提供します
(運動会・わくわくステージ当日は、3～5歳児の参加園児にパンを持ち帰っていただきます)
- ・園外保育(3～5歳児)は、お弁当の用意をお願いします
- ・献立表は毎月のおたよりでお知らせします
- ・食事の提供時間は「保育のしおり P.7～8」に記載

②アレルギーについて

アレルギー除去食を必要とされる場合は、保護者の方、園長、担任、看護師と面談の上、対応します。

9. 利用開始について

1号認定は園での面接により、2・3号認定は住吉区保健福祉センターの利用調整に基づき、当園に入園決定され支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後、教育・保育の提供を開始します。

10. 利用終了について

以下の場合には、教育・保育の提供を終了します。

- ① 園児が小学校に就学したとき
- ② 園児の保護者が、児童福祉法又は、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

11. 嘱託医について

当園は、以下の内科医師、歯科医師、産業医師と契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	中村ファミリークリニック
担当医師名	中村 勝隆
所在地	大阪市北区本庄西2-6-16
電話番号	06-6371-8522

(2) 歯科

医療機関の名称	フロス歯科クリニック
担当医師名	室井 優子
所在地	大阪市北区本庄西2-6-16
電話番号	06-7860-1388

(3) 産業医

担当医師名	井戸 正利
電話番号	06-6922-2022

12. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

保育時間中は、けがや事故の起こらないように安全保育に留意していますが、万一事故が起こった場合は、状態により病院に行きます。独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、園の管理下において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。加入は任意となっていますが、下記事項をよく読んでいただき、ご理解の上、同意書を園へ提出してください。また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。但し、園設備および保育者の過失により発生したと認められない場合は、障害保険に該当しない場合があります、この場合は自己負担となります。通院、看護等はすべて保護者において行っていただきます。※災害共済給付契約について、初回の同意後、在園中は自動更新となります。令和6年3月現在、その主な内容は以下のとおりです。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、内閣府で定めるもの ・給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	
障害	園の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される。	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通園中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
死亡	園の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通園中の場合 1,500万円〕
	運動などの行為に起因する突然死(園の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000万円〔通園中の場合 1,500万円〕
	運動などの行為と関連のない突然死(園の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 1,500万円〔通園中の場合も同額〕

※ なお、園の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 保育所における教育および保育中
- ② 園の指導計画に基づく園外保育中
- ③ 通常の経路及び方法により通園する場合
- ④ 園の定めた特定時間中

■ 給付に関する注意事項

- ①同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます
- ②災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します
- ③災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります
- ④他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません
- ⑤生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません

※これは日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の概要を記載したものです

■ 共済掛金（年額を毎年 5 月に引き落とします）※全児童対象

- ・一般世帯 315 円（掛金 365 円のうち、50 円は園負担）
- ・要保護世帯 36 円（掛金 55 円のうち、19 円は園負担）

1 3. 緊急時の対応及び安全対策

（1）緊急時の対応

当園の園児に、病状急変等の緊急事態が発生した場合には、ただちに保護者へ連絡し、指示を求めますので、必ず連絡が取れるようにしてください。万が一、連絡がつかない場合は、近隣の医療機関又は園児のかかりつけの医療機関、及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行い、対応します。

（2）安全対策

- ・非常時の対応は「保育のしおり」に記載
- ・別途に定める、消防計画書により対応する
- ・避難訓練（火災・地震：月 1 回実施、不審者・水害：年 2 回実施）
- ・警察直通報装置設置
- ・防犯カメラ複数台設置
- ・警備保障（セコム）加入
- ・自動火災報知機設置
- ・カーテン、敷物、建具等の防災処理
- ・ガス漏れ報知機設置
- ・職員研修（防犯・救命講習）
- ・AED 設置

1 4. 虐待防止措置

- ・虐待防止マニュアルの作成、運用
- ・年2回、職員に対して虐待防止研修を実施

1 5. 個人情報の取り扱いについて

当園の園児及びその保護者等に係る個人情報をお預かりする上で、漏洩や流出が無い様に、十二分のセキュリティ対策を講じています。また、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- ①小学校への円滑な移行、接続が図られるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有する場合
- ②他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行う場合
- ③緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行う場合
- ④管轄行政より情報提供を求められた場合
- ⑤その他、教育・保育等の提供に必要な範囲で、施設内で職員・保護者に必要な情報を提供する場合

<プライバシーへの配慮事項>

- ①園児名簿・連絡カード・健康診断・児童票は事務所で管理します
- ②ホームページ等は個人名を出さないようにし、おたよりで写真やノートを掲載する場合は、あらかじめ保護者の承諾を得ます
- ③特定の園児に対して、保護者以外からの問い合わせにはお答えしません
- ④園児のお迎えの人が、朝の受け入れ時に確認した人以外が来られた場合、園児をお渡ししません。お渡しする場合は、保護者に確認の電話を入れます
- ⑤感染症にかかった園児の名前は公表しません。園内で感染症が出た場合は、感染症の病名と人数を掲示板にてお知らせします
- ⑥保護者の皆様が、SNS等にお子さまを載せる場合は、プライバシー保護のため、他の園児やこども園が特定できるような載せ方はお控えいただきますようお願いいたします。

16. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

受付担当者	辻本 有久代（園長代理）	電話番号 06-6697-2131
受付責任者	森 宇多子（総合園長）	電話番号 06-6697-2131
第三者委員	星乃 隆志（粉浜学園 園長）	電話番号 06-6674-5111
	岸本 敦（千種会 統括施設長）	電話番号 078-441-0001
	山幡 一雄（元 大阪城ホール理事長）	電話番号 090-8888-7089

17. 第三者評価受審状況

平成26年度 第三者評価委員の実習園として受審

平成29年7月5日 受審

令和5年11月20日 受審

18. 自己評価実施状況

平成29年度、令和元年度、令和4年度 実施

19. 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨 (適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無)

なし

20. 保育料及びその他諸費用

① 園児の保育料は各家庭の所得に応じて、負担額が決定されます。

その他の諸費用、延長保育料（延長保育料は翌月の園費と合算）等に関しましては、毎月10日頃に園諸費用明細書をお渡しします。

保育料・園諸費用共に、ゆうちょ銀行の口座引き落としで園にお支払いいただきます。

・毎月15日(1回のみ)に、口座引き落としとなります

・保育料等引き落とし前日の16時までに、入金の確認をお願いします

なお、自動引き落とし手数料10円はご負担願います。

(15日が土・日・祝日の場合は、翌営業日になります。)

※ 残高不足により引き落としが出来なかった場合は、各自で当園のりそな銀行口座へ、直接振り込みをお願いします

※ 現金での預かりはしていません

② 全日欠席の場合でも、在籍中は保育料・その他諸費を納めていただきます

③ 物品および用品につきましては、消費税を含みます

※ 保育料・園費・その他諸費を2ヶ月以上滞納された場合、直接園長に相談してください。
支払い方法をお聞きします

◀ 1号認定 毎月の諸費用 ▶

		項 目		3歳児 さくらぐみ	4歳児 ひまわりぐみ	5歳児 ふじぐみ
① 教育時間保育料 9:00~13:00まで	1	給食費	主食費	2,550円	2,550円	2,550円
			副食費	3,800円	3,800円	3,800円
	2	◀教育充実費▶ (下記、講師料を含む)				
		・体操	月4回	1,000円	1,500円	1,500円
		・こくまチャイルド	4歳：年間15回 5歳：年間25回		1,800円	1,800円
		・硬筆	月1回		500円	500円
		・タブレット	月1回			1,000円
① 合計			7,350円	10,150円	11,150円	

※下記、②預かり保育料は利用される方のみ徴収します

② 預かり保育料 13:00~17:00まで	3	◀預かり保育料 (月極) ▶ (15時のおやつを含む)		6,000円	8,000円	9,000円
	4	◀午後の講師料▶ ※預かり保育を利用する場合は、 午後の講師料を徴収します				
		・英語	月2回	1,000円	1,000円	1,000円
		・フットサル	月4回		1,000円	1,000円
	・卓球	月4回	1,000円	1,000円	1,000円	
② 合計			8,000円	11,000円	12,000円	

①+② 合計		15,350円	21,150円	23,150円
--------	--	---------	---------	---------

スポット (1回)	◀長期休暇期間中の教育充実費▶		500円	600円	700円
	◀長期休暇期間中の給食費▶		280円	280円	280円
	◀預かり保育料▶ スポット (1回)		400円	500円	600円

延長保育料 (9:00以前・17:00以降の場合)		100円 / 30分		
---------------------------	--	------------	--	--

※ 春季・夏季・冬季の長期休暇期間中も同額となります

※ 講師による活動は少人数グループで行います

※ 講師による活動は選択制ではなく、日々の保育内容の中で行います

※ 給食費について、委託業者(株式会社マルワ)から、原材料価格・運搬費等の高騰のため、令和6年4月より価格改定を行うと通知がありました。そのため、3・4・5歳児の主食費を一律2,550円に変更します。また、副食費は公定価格と同額で徴収していますが、令和6年度より公定価格が4,700円から4,800円に引き上げられるため、毎月の副食費の徴収額も3,700円から3,800円に変更します(4,800円のうち1,000円は、預かり保育の15時のおやつ代で徴収します)

《 2号認定 毎日の諸費用 》

項 目		3歳児 さくらぐみ	4歳児 ひまわりぐみ	5歳児 ふじぐみ
1	給食費	主食費	2,550円	2,550円
		副食費	4,800円	4,800円
2	講師費			
	・体操	月4回	1,000円	1,500円
	・英語	月2回	1,000円	1,000円
	・卓球	月4回	1,000円	1,000円
	・フットサル	月4回		1,000円
	・こぐまチャイルド	4歳：年間15回 5歳：年間25回		1,800円
	・硬筆	月1回		500円
・タブレット	月1回		1,000円	
合 計		10,350円	14,150円	15,150円

※ 講師名は「保育のしおり」P.12に記載しています

※ 講師による活動は選択制ではなく、日々の保育内容の中で行います

※ 講師による活動は、少人数グループで行います

※ 給食費について、委託業者（株式会社マルワ）から、原材料価格・運搬費等の高騰のため、令和6年4月より価格改定を行うと通知がありました。そのため、3・4・5歳児の主食費を一律2,550円に変更します。また、副食費を公定価格と同額で徴収していますが、令和6年度より公定価格が4,700円から4,800円に引き上げされるため、毎月の徴収額も4,800円に変更します

《延長保育料（2・3号認定）》 ※ 延長保育についての詳細は、「保育のしおり P.30」に記載しています

標準時間認定				短時間認定（スポット1回）	
	一般世帯 （月 極）	前年度市民税非課税 （月 極）	スポット(1回)		
7:00～ 7:59	—	—	—	7:00～ 7:59	300円
18:01～19:00	2,900円	1,000円	300円	16:01～17:00	300円
18:01～20:00	5,900円	2,000円	600円	16:01～18:00	600円
20時を過ぎた場合	—	—	700円	16:01～19:00	700円
				16:01～20:00	800円

※ 延長保育料は大阪市の規定に準じています（金額に変更があった場合は、追ってご連絡いたします）

※ タッチパネルによるデータ管理により徴収額を定めます（通常保育時間については、追加料金はありません）

※ 延長保育料は毎月月末締めで、翌月15日に園費と合算し、ゆうちょ銀行口座から引き落としさせていただきます（例：4月分（4/1～4/30）は、5月の園費と共に、5/15に引き落とし）

※ 残高不足により引き落としが出来なかった場合は、各自で当園のりそな銀行口座へ、直接振り込みをお願いします

※ 申請内容に変更がある場合は、すぐに担任までご連絡ください

《 その他宝費徴収費目 》

* 物品代 (教材費・その他) *

物品名	金額	対象年齢
氏名印	220 円	全園児
名札	140 円	
健康ノート 3年分	200 円	
文具・製作費 0~2歳児(200 円×12 ヶ月) 3~5歳児(380 円×12 ヶ月)	2,400 円 4,560 円	
連絡帳バインダー	390 円	0~2歳児
カラー帽子(UV ガード付)	990 円	1歳児~
スモック (長袖かノースリーブの、 どちらか1枚を購入)	(長袖) 1,820 円 (ノースリーブ) 1,750 円	
通園カバン	4,700 円	2歳児~
体操服(長袖)	3,100 円	

物品名	金額	対象年齢
体操服(半袖)	2,500 円	2歳児~
体操服 ズボン	1,900 円	
なわとび	600 円	3歳児~
ピアノカパイプ	450 円	
制服 カーディガン	8,400 円	
制服 ズボン	6,500 円	
制服 スカート	6,800 円	
おたより帳	110 円	出席ノート(シール付)
出席ノート(シール付)	(クラスによる) 610~630 円	
あいうえおと数字	420 円	4歳児~
本園門のキータグ※下記参照	1個 2,700 円	

※ 制服のネクタイ (1,350 円) ・ リボン (990 円) は、希望者のみ購入できます

・ネクタイは、近隣の小売店等でもお安く販売されています

・リボンをご家庭で手作りされる場合は、作り方をお渡ししますので、事務所へお声掛け下さい

※ 卒園児からのお下がりがある方は、名前を書き換えて使用して下さい

※ 本園門のキータグは、退園時にキータグを返却していただき、キータグ代金を返金します
希望される方は、各家庭に2個までお貸しします

* その他 *

・絵本代 (希望者・各クラス別) …… 4月の園だよりでお知らせします。(前年度参考額 390 円~470 円)

・園外保育費 (4~5歳児) …… 前年度参考額 300 円~1,500 円程度

・園児保険代 (全児・毎年5月) …… 一般世帯 315 円 (掛金 365 円のうち、50 円は園負担)

※保険の詳細は、P.7~8に記載

要保護世帯 36 円 (掛金 55 円のうち、19 円は園負担)

・卒園アルバム代 (5歳児、3月のみ) …… 4,700 円 (アルバム台紙制作代 2,800 円 写真編集代 1,900 円)

※ 入園初年度に、寄付金 10,000 円をお願いしています。

主に建物の維持・修繕費用に使用します。(任意です)

- ※ 寄付金及び、入園初年度の寄付金を受けた場合は、領収書を交付させていただきます
- ※ その他、毎月の諸費用の支払いについては、ゆうちょ銀行通帳の記載により、領収の明示とさせていただきます
- ※ 費用につきまして、何かご質問等がありましたら、いつでもご相談下さい